



今月のテーマ **償却資産税の概要**

年末年始のシーズンに減価償却資産と償却資産税についてのお問い合わせがよくあります。減価償却資産とは法人税や所得税の計算上、損金(いわゆる経費)や必要経費となる減価償却費の元となる資産を総称したものです。代表的な減価償却資産として車両がありますが、実は普通車と呼ばれる一般的な車両は地方税である償却資産税の課税対象とはなりません。[前号](#)からの続きのような形になりますが、今回は償却資産税の概要についてご紹介いたします。

1. 償却資産税とは

(1) 概要

償却資産税とは地方税である固定資産税の一種で、その年の1月1日(賦課期日)現在の償却資産の所有者に対して課税されます。その税額は、償却資産税の課税対象となる減価償却資産(以下、償却資産といいます)の取得価額から一定の算式により計算した評価額に標準税率1.4%を乗じて計算されますが、その償却資産が所在する市町村(東京23区内は都税事務所)から所有者に[固定資産税等課税明細書](#)という形で税額が通知されます。

(2) 償却資産に該当する資産の例示

償却資産とは、事業の用に供することができる資産(土地や家屋を除く)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税の計算上、損金又は必要経費となるものをいいます。

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀等の外構工事、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	建築工事(※下記2)、電気設備、給排水衛生設備、空調設備等
機械及び装置		各種製造設備等の機会及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等
車両及び運搬具		大型特殊自動車 (分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両)等
工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、医療機器、金型、理容及び美容機器、 ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

なお、無形固定資産や繰延資産は償却資産税の課税対象とはなりません。

(3) 申告

償却資産を所有している事業者は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容(取得年月、取得価額、耐用年数等)について、1月31日までに償却資産の所在する市町村(東京23区は都税事務所)に申告する必要があります。

2. 注意点

(1) 少額減価償却資産の取り扱い

取得価額が30万円未満のいわゆる少額減価償却資産について、中小企業に認められている租税特別措置法の特例を適用した場合、国税では即時償却されますが、地方税では下記④のように償却資産として申告することになります。このように国税と地方税で異なる取り扱いをする点に注意が必要です。

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入(*1、*4)	申告対象外			
② 3年一括償却(*2、*4)	申告対象外			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方は P6(1) 参照	
④ 中小企業特例(*3、*4)	申告対象			
⑤ 個別減価償却(*5)	申告対象			

(図は主税局HPより)

(2) 内部造作等の取り扱い

家屋に対する設備工事について、他人が所有する家屋に施したものは賃借人の償却資産に該当することになる点に注意が必要です。なお、自己が所有する家屋に施した場合、一部の工事は家屋本体として取り扱われ償却資産の対象外となります。